

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第六中学校

校長名 大熊 一正 公印

令和7年度 教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

（1）学校の教育目標

日本国憲法と教育基本法の理念に基づき、一人ひとりを大切にし、社会に貢献する人間の育成をめざして以下のような生徒像を設定する。

- | | | | |
|----------|------|-----------|-----|
| 一、すすんで学ぶ | 「知」◎ | 一、思いやりをもつ | 「徳」 |
| 一、心身を鍛える | 「体」 | 一、責任をもつ | 「責」 |

（2）学校の教育目標を達成するための基本方針

「志 高く、高い目標・理想の追求」「グローバル人材の育成」

ア 「知」 確かな学力の育成、基礎・基本の知識・技能を活用して、思考・判断・表現できる生徒の育成

- ① 全ての生徒にとって分かる授業を行い、社会で活躍するための知識・技能の確実な定着を図る。
- ② 学力向上及びグローバル人材の育成に必要な自分の考えを他者に伝える力を高めるため、「書く」「話す」「まとめる」というアウトプット活動を通して育成を図る。

イ 「徳」 豊かな心の育成、特にいじめの防止と思いやりの心をもち、集団生活の充実に努める生徒の育成

- ① 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や、体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度を育てる。
- ② 「八王子市教育委員会いじめ総合対策」をより確実に実践するために、毎月の生活アンケート等の実施、日頃からの生徒情報の収集を行い、学校いじめ対策委員会を中心に情報の共有、協議を行う。

ウ 「体」 健やかな体の育成、特に日常的に健康を保持・増進する活動を実践する生徒の育成

学校の教育活動全体を通じて行う身体・健康に関する指導を通して、自らすすんで運動に親しむとともに、積極的に健康な生活を実践できる資質・能力を育成する。

エ 「責」 社会性の形成 特に集団の中での自己の役割と責任を自覚し、自らすすんで行動する生徒の育成
学校生活や地域行事・社会貢献活動の参加を通して、学校、地域、社会における自己の役割と責任を自覚して行動し、集団生活の充実に、地域社会の発展に尽くそうとする態度を育成する。

オ 思うように登校できない生徒への対応、特に居場所づくりを通じた社会的自立と異年齢との交流の促進
不登校対策委員会を中心に、不登校対応巡回教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、別室指導支援員と連携して、一人ひとりの状況に応じた支援のあり方を検討し実践する。

カ 特別支援教育の充実、個々の特性に応じた教育活動の工夫を行い、お互いに尊重し合う意識を育成
一人ひとりの生徒の特性に応じ、合理的な配慮等適切な支援や配慮の中で、学ぶことに前向きな生徒を育成する。そのために、定期的に校内委員会において支援や配慮事項を検討し、全教職員で共有する。さらに、特別支援教室・特別支援学級担当教員と連携し、よりよい手だてのあり方を研鑽する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【第六中学校グループ（第三小学校）】

義務教育9年間で切れ目なくつなぐ教育活動としていくため、9年間で育てたい児童・生徒像を「自分たちの力で考え、正しい方向に進んでいくことのできる力を獲得した児童・生徒」とし、そのために、小学校、中学校で9年間の系統的な指導を推進していく。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① アウトプット活動を重視した表現活動を通して、学力の基盤となる言語能力の育成を図る。各教科等において「何のために学ぶのか」という学習の意義を常に共有しながら、3つの資質・能力を育成するため「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。そのために、今までの教育実践の蓄積を活用するとともに、学習用端末を活用した双方向の指導や一人ひとりの教育ニーズや個別指導、協働学習などにより学習活動の一層の充実を図る。
- ② 「八王子市学力定着度調査」を活用し、教員及び生徒が調査結果の分析と振り返りを行い、誰一人取り残すことなく、すべての生徒が基礎的・基本的な問題を解けるよう授業改善を図る。
- ③ 学習用端末を学習单元の中で効果的に活用し、特に表現活動の充実と個別最適化の学びに活かす。

イ 総合的な学習の時間

- ① 探究的な見方・考え方を働かせ、社会科や英語科を中心に教科横断的な学習・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
- ② 学び方を重視し、自ら考え問題解決や探究活動に主体的・創造的に取り組み、判断・実践する態度を育成する。「八王子学」と称して、身近な地域を題材にした郷土学習を各学年で取り入れ探究活動の基礎を学び、郷土愛を深める学習をする。第1学年では八王子フィールドワークを実施する。
- ③ 自己の生き方、自己の姿を課題として探究する力を育てることを目的に、外部人材と連携してコミュニケーション能力養成講座を実施する。また、職場体験として実習、事前訪問等の事前学習、三小・六中合同発表会を前提とした事後学習を実施する。

ウ 特別活動

- ① 社会の一員としての自覚を深め、社会生活上の規範意識や責任感を高めるとともに、将来の進路について考えることができるよう体験的な活動等の充実を図る。
- ② 生徒朝会やあいさつ運動、生徒会宣言を基にいじめをなくす取組など生徒会活動の活性化を図り、集団や社会の一員として学校生活における諸問題を解決しようとする態度を育てる。
- ③ 体育大会や音楽祭、移動教室、修学旅行等の学校行事の充実を図り、望ましい人間関係を形成し、相手を尊重する心を育てるとともに、自主的で実践的な態度を養う。
- ④ 修学旅行や自然体験・農業体験を中心とした集団宿泊的行事などを題材として探究的な学習や環境教育を実施し、見学・調査・観察を通じて主体的に学び・考え・判断する能力を高める。集団宿泊的行事のきまりについても生徒同士が意見を交わし、話し合う活動を大切にしていく。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 学校として「相互理解、寛容」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「国際理解、国際貢献」を指導の重点とする。生徒が安心して生活できる学校をめざす。
- ② 学習指導要領の趣旨を踏まえ、人権尊重の精神に基づき、互いを認め合い、よりよい生き方について考え、ルール、マナー、モラルなどの社会性を高め、それらを日常生活に活かすように深める。別業を基に計画、指導し、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。道徳科の授業においては生徒同士が議論し、互いの意見や考え方の違いを認める活動を取り入れ、考えを深める。
- ③ 情報モラル向上のため、SNSによるトラブルやいじめを題材とした道徳授業や講演会を行う。
- ④ 自他ともに大事にすることを基礎として人権感覚を育て、人と協力して課題を解決しようとする心や規範意識を育てる実践的な道徳教育を充実する。（規律の確保、あいさつ運動、奉仕活動など）
- ⑤ 「道徳授業地区公開講座」にて、保護者・地域とともに道徳教育について考える。
- ⑥ 地域清掃やあいさつ運動及び生徒会が企画して生徒に参加を呼びかけるさまざまな活動への自発的な参加を通して、自己有用感やボランティアマインドの資質を育む。

(3) キャリア教育

3年間を見通した系統的な指導を推進し、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用して、さまざまな教育活動の中で生徒自身が生き方を考え、自己理解を深め、個に応じた進路選択ができるように指導する。

- ① 第1学年では、地域の訪問を通して、さまざまな職業や地域文化・歴史への理解を促し、自己を理解する意識を育てる。
- ② 第2学年では、職場体験を通して望ましい勤労観や職業観を身に付け進路を切り拓く力を育てる。
- ③ 第3学年では、自己の適性を考え第1、2学年での進路学習を基に進路選択ができる力を育成する。

(4) 特別支援教育

- ① 特別支援教育の理解を深め、特に特別な支援を必要とする生徒の対応について研修を行う。学校生活支援シートや個別指導計画を作成し、関係諸機関と連携するための資料とし、切れ目のない支援につなげる。
- ② 教育相談部会において、特別支援コーディネーター、特別支援教室巡回指導教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの連携を通して、学校生活や人間関係に困り感を感じている生徒への対応について多角的かつ組織的な取組を推進する。
- ③ お互いの違いを認め合い、尊重する態度を養うため、八王子特別支援学校との直接交流(ボッチャ体験など)を生徒会が中心になって企画・運営する。また各特別支援学校との副籍交流を行う。
- ④ 特別支援学級「1組」と、学校行事、校外活動、宿泊行事等を共同で行い、特別活動においても連携して行う。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 基本的な生活習慣を身に付け、自主自律の精神を育成し、自己の確立を促す。規範意識をもって行動すること、自己及び他人のいのちや意志を尊重することを重点として指導する。
- ② 安全指導、セーフティ教室(情報モラル教育)、薬物乱用防止教室や避難訓練等を計画的に実施し、安全教育の充実を図る。特に、情報モラル教育(SNS等)については外部人材と連携する。
- ③ 実態に合った生活のきまりの見直しを行う場合は、生徒による話合いの場を経てすすめていく。
- ④ 生命(いのち)の安全教育については、外部機関と連携して年間を通してさまざまな場面を設定し指導を進める。

イ いじめ防止等の取組

- ① 学校の教育活動全体を通じて「いじめ」を絶対に許さない態度を養う。生活アンケートを毎月実施し、「学校いじめ対策委員会」を活用して情報共有と対応の検討を行い、早期発見と早期対応を徹底する。
- ② いじめの防止につなげるための授業を行う。第1学年においては「いじめ防止プログラム」を実施し、自分の感情をコントロールし自他ともに大切にすることを養う。第2学年では「がん教育」第3学年では「赤ちゃんふれあい事業」を行い、いのちの大切さについて学ぶ。
- ③ SOSの出し方に関する取組は、定期的に学級活動を中心に学校活動の中で取り組む。「八王子市いのちの大切さを共に考える日」は命の大切さをテーマにした道徳科の授業を行う。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 不登校対策委員会において登校支援コーディネーターを中心に不登校についての情報を共有し、対応を協議する。個票システムを活用し、不登校生徒の状況や本人の変化について記録し指導に活かす。
- ② 不登校対応巡回教員との連携を図り、不登校生徒や保護者のニーズをつかみ、別室支援の活用や関係機関への支援につなげる。特に、学習面のサポートについては、全教職員と連携して対応する。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組【第六中学校グループ(第三小学校)】

- ① (取組1) 児童・生徒が合同で活動する場として、「児童会、生徒会での意見交流会」「小中合同の職場体験報告会」「第6学年への中学校生徒会が行う中学校紹介」「夏季休業中の小学校補習教室への中学生ボランティア」などを行う。
- ② (取組2) 学力向上分科会を「学力定着プロジェクトチーム」として、学力向上に向けた小中合同の取組を協議する。また、「三小・六中ティーチャーズネット」として、第三小学校の教員が第六中学校での補習教室に参加することや、第六中学校の教員が第三小学校の児童を指導することを実施する。
- ③ (取組3) 特別支援分科会及びいじめ対策分科会において、いじめや不登校、家庭の状況や学習指導の経過の情報共有を図る。長期休業前に小中合同の児童情報交換会を行い、定期的な情報共有を図る。
- ④ (取組4) 「地域の子どもは地域で育てる」を意識し、第三小学校と合同の引き渡し訓練を実施する。地域の清掃活動やファミリーコンサート、ウォークラリーや納涼大会等に参加する。また、三小の放課後子ども教室に希望する中学生が参加し、地域の方と一緒に小学生との交流を図る。

イ 学力向上の取組

- ① 月曜日の放課後に「マンディ活動」として地域の協力を得て学習支援を行う。特に「はちおうじっ子ミニマム」において基礎・基本の定着が不十分な生徒に対しては、個別の学習支援を行う。また、第3学年については、放課後学習教室を週2回行い、自学自習を中心に学習できる場を設定する。

ウ その他

- ① 1人1台の学習用端末を学習のツールとして活用するために、さらに活用法を研究するとともに授業での5割以上の利用をしていく。
- ② 「第六中学校2020レガシー」としてパラスポーツの講演と交流を行い、障害者理解を深める。
- ③ 関係町会と連携した地域防災訓練を実施する。八王子市青少年対策第六地区委員会の活動や地域交流会への生徒の参加を促す。八王子市部活動改革の方針に基づき既存の部活動を改編し、地域・保護者との連携体制を構築する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	15	22	21	14	5	21	23	18	19	16	18	18	210
2	17	22	21	14	5	21	23	18	19	16	18	18	212
3	17	22	21	14	5	21	23	18	19	16	18	15	209
備 考	・第1学年は入学式が4月9日のため2日減 ・第3学年は卒業式が3月19日のため3日減 ・夏季休業日を7月21日から8月24日とする。 ・5月10日、6月28日、9月6日、10月11日、3月7日の土曜日を授業公開日とし、振替休業日は設定しない。 ・開校記念日5月10日は授業日とする。 ・都民の日10月1日は授業日とする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国 語		140	140	105
	社 会		105	105	140
	数 学		140	105	140
	理 科		105	140	140
	音 楽		45	35	35
	美 術		45	35	35
	保 健 体 育		105	105	105
	技 術 ・ 家 庭		70	70	35
	外 国 語 （ 英 語 ）		140	140	140
	小 計		895	875	875
特別の教科 道徳			35	35	35
総合的な学習の時間			50	70	70(10)
特別活動(学級活動)			35	35	35
総 計			1015	1015	1015 (10)

備 考

ア その他の授業時数

学年 区分	1	2	3
生徒会活動	4	4	4
学校行事	52	63	57
学級・学年の裁量の時間	11	10	4

イ 1 単位時間

- ・授業の1時間単位は50分とする

ウ 授業時数の確保に関する手だて

- ・第1学年は、授業時数確保のため、年間32時間増加時数とする。
- ・第2学年は、授業時数確保のため、年間34時間増加時数とし、そのうち移動教室のため、10月22日、10月24日をそれぞれ1時間増とする。
- ・第3学年は、授業時数確保のため、年間31時間増加時数とし、そのうち修学旅行のため、9月26日を1時間増とする。

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

- ・第3学年の総合的な学習の時間において、上級学校訪問や調べ学習を5時間、郷土学習として八王子の伝統・文化および日本の伝統文化の学習を5時間実施する。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・朝読書を毎日10分間実施する。
- ・補習教室として各学年の希望者を対象に、各定期考査前に3回ずつ合計12回実施する。
- ・夏季休業中の補習を7月22日から25日までの4日間実施する。

カ その他

- ・武道として柔道を第1学年、第2学年では6時間、第3学年では8時間実施する。